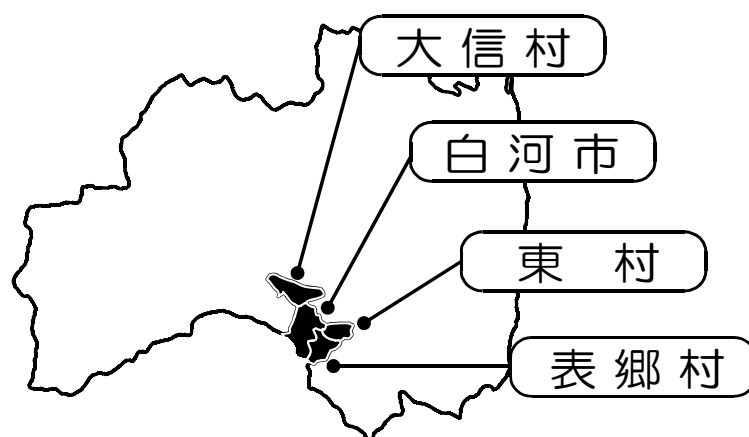


第 15 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会議資料



日時 平成17年3月29日（火）午後1時30分

場所 ホテル&コテージ 白河関の里

第15回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第37号 第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第38号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規定の一部改正について

報告第39号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクトの設置について

(3) 協議事項

協議第69号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算（第3号）（案）
について

協議第70号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事業計画（案）について

協議第71号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算（案）につ
いて

その他

①第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

4 閉 会

報告第37号

第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

別紙

第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会議事内容要旨

日時	平成17年2月17日(木)午後2時～午後2時20分
場所	ウェディングプラザ鹿島
出席者	出席者(委員36名 顧問2名) 欠席者(4名)
住民投票及びアンケート実施結果報告	2月13日に実施された「表郷村、大信村、東村における住民投票実施結果」及び「表郷村における住民アンケート実施結果」について、事務局より説明があった。
議事	協議会規約第9条第4項の規定により会長(白河市長)が議長となり議事進行を行った。
	(1) 会議録署名人の指名 会議録署名人として、和知繁蔵委員(白河市)、穂積栄治委員(表郷村)、大谷英明委員(大信村)、藤田久男委員(東村)を指名した。
報告第34号	(2) 報告事項 報告第34号 第13回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について事務局から内容説明の後、質疑応答 質問等なく了承された。
報告第35号	報告第35号 新市建設計画(新市まちづくりプラン)の福島県協議結果について事務局から内容説明の後、質疑応答 質問等なく了承された。
報告第36号	報告第36号 合併協定調印式について事務局から内容説明の後、質疑応答 質問等なく了承された。
その他	(3) その他 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について事務局から内容説明の後、質疑応答 原案どおり全会一致で承認された。 第15回協議会を3月29日(火)午後1時30分よりホテル&コテージ白河関の里で開催することとした。 成井英夫会長が議長の任を降りる旨を宣言 議事終了

報告第38号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程の一部改正について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程の一部を平成17年3月1日付けで改正したので、別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）の事務所の位置は、次のとおりとする。

位 置 白河市大手町3番地の8

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 合併準備に関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第4条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、予算・電算班及び人事・組織班を置く。

2 前項の各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第5条 事務局に事務局長、総括次長、次長、班長及び主任の職員を置く。

2 前項の職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 総括次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
- 3 次長は、上司の命を受け、事務局の事務に関する企画及び調整に参画する。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を統括する。
- 5 主任は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

(決裁)

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提出する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に事務局長が重要と認める事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 収入調定及び支出命令並びに1件につき50万円未満の支出負担行為に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 軽易な通知、照会、回答及び各種調査の実施に関すること。
- (5) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、協議会の副会長（以下「副会長」という。）がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、総括次長がその事務を代決する。ただし、総括次長を複数置いている場合は、事務局長があらかじめ指名した総括次長とする。

(文書の取扱い)

第10条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いについては、協議会事務所の所在市村の例による。ただし、文書の記号は「合併協」とする。

- 2 事案を処理する場合の起案は、発議書（別記様式）により行うものとする。

(公印の取扱い)

第11条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理等は、協議会事務所の所在市村の例により事務局長が行う。

(職員の服務等)

第12条 職員の服務及び勤務条件については、それぞれの市村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、協議会事務所の所在市村の例による。

(給与等)

第13条 事務局の職員の給料、各種手当及び共済費等については、それぞれの職員の属する市村の負担とする。ただし、福島県が協議会の事務局に駐在させる福島県の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、福島県が支給するものとし、その相当額を協議会が福島県に対して負担する。

- 2 職員の旅費については、協議会事務所の所在市村の例により協議会が支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	<u>1 合併準備の総合調整に関すること。</u> <u>2 合併協議会に関すること。</u> <u>3 住民への広報に関すること。</u> <u>4 その他いずれの班にも属さないこと。</u>
調 整 班	<u>1 新市の条例規則等の総合調整、整備に関すること。</u> <u>2 市長職務執行者専決処分に関すること。</u> <u>3 新市事務引継、事務処理マニュアルに関すること。</u> <u>4 一部事務組合に関すること。</u> <u>5 慣行の制定準備に関すること。</u> <u>6 事務事業の総合調整に関すること。</u>
予算・電算班	<u>1 電算システムの統合に関すること。</u> <u>2 新市の予算編成に関すること。</u> <u>3 基金及び債務に関すること。</u> <u>4 その他財産に関すること。</u>
人事・組織班	<u>1 組織及び機構に関すること。</u> <u>2 職員人事給与に関すること。</u> <u>3 共済組合等関係団体関連業務に関すること。</u> <u>4 新市の庁舎及び施設の準備に関すること。</u> <u>5 開庁式に関すること。</u>

別表第2（第11条関係）

名 称	ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	用 途	個数
白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会長乃印	白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会長乃印	方21	てん書体	白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の一般文書用	1

別記様式

発 議 書

						整理番号				
施行	年 月 日		注意事項			文書番号	記号			
決 裁	年 月 日						番号			
施行予定	年 月 日					保 存 期 間		年		
起 案	年 月 日									
収 受	年 月 日					浄 書	校 合	公 印	施 行	
発送表示	<input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 書留 <input type="checkbox"/> 速達 <input type="checkbox"/> 親展 <input type="checkbox"/> 配達証明 <input type="checkbox"/> 内容証明 <input type="checkbox"/> 電報 <input type="checkbox"/> ハガキ <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 使送 <input type="checkbox"/>									
会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	局 長	総括次長	総括次長	次 長 兼 調 整 班 長	次長兼予算 ・電算班長	次長兼人事 ・組織班長	総務班長
主 任					決裁区分		□甲 □乙			
					起案者					
					白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局					
合 議 先					職 名					
					氏 名 ㊟					
あて先 (経由)										
件 名										
理 由										

報告第39号

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクト組織
の設置について

新市において円滑な行政運営を執行するため、平成17年11月7日の新市の発足に向けた合併準備組織として、別紙により白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクト組織を設置するものとする。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第19条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）に合併準備プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整する。

- (1) 新市の条例規則等の総合調整、整備に関すること。
- (2) 新市の予算、基金、債務及びその他財産に関すること。
- (3) 電算業務システムの統合に関すること。
- (4) 人事、組織及び機構に関すること。
- (5) 庁舎準備、庁舎移転、庁内看板等の整備に関すること。
- (6) その他合併時までに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げるプロジェクト名及び構成員をもって組織する。なお、各プロジェクトには、担当者会を設置する。

(役員)

第4条 プロジェクトには主任を置き、構成員のうちから互選する。なお、主任はプロジェクトを代表し、プロジェクトを総理する。

(会議)

第5条 会議は、主任が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 主任は会議の議長となる。
- 3 主任は必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 プロジェクトは必要に応じて関係するプロジェクトと合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 主任はプロジェクトの協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 プロジェクトの庶務は、協議会の事務局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトに関し必要な事項は別に定める。

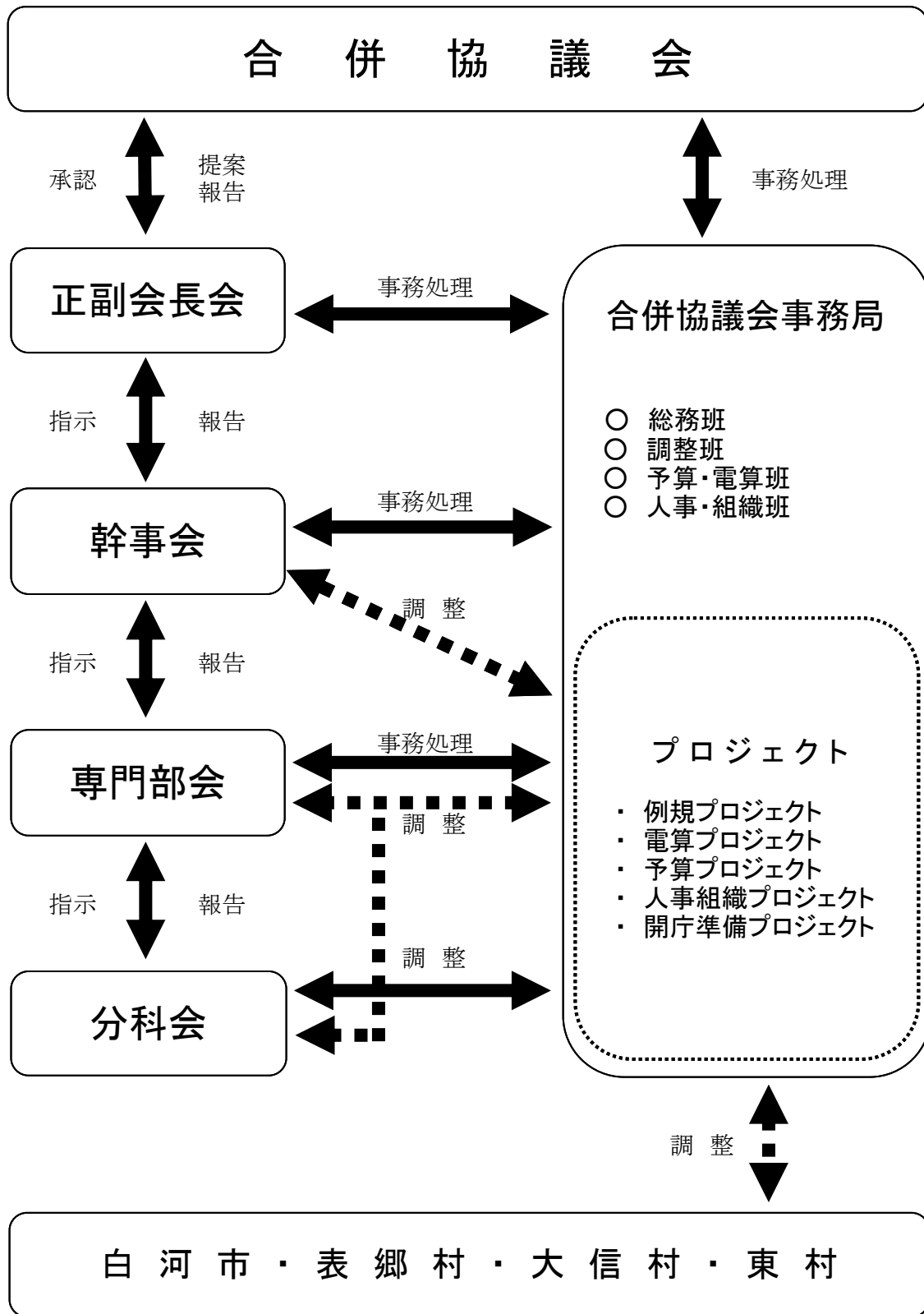
附 則

この要綱は、平成17年4月5日から施行する。

別表

プロジェクト名	白河市	表郷村	大信村	東 村
例 規 プロジェクト	総務部長 総務課長 例規担当	総務課長 例規担当	総務課長 例規担当	総務課長 例規担当
予 算 プロジェクト	総務部長 財政課長 財政担当	総務課長 財政担当	総務課長 財政担当	総務課長 財政担当
電 算 プロジェクト	総務部長 企画情報課長 電算担当	企画調整課長 電算担当	企画情報課長 電算担当	総務課長 電算担当
人 事 組 織 プロジェクト	総務部長 総務課長 人事組織担当	総務課長 人事組織担当	総務課長 人事組織担当	総務課長 人事組織担当
開 庁 準 備 プロジェクト	総務部長 財政課長 財産管理担当	総務課長 財産管理担当	総務課長 財産管理担当	総務課長 財産管理担当

組 織 図



線部が合併協議会
 線部がプロジェクト

プロジェクトの主な業務

参考資料

プロジェクト名	業 務 内 容
例 規 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○新市の条例規則等の総合調整に関すること。 ・第1次、第2次例規原案の作成に関すること。 ・目次編成の決定、条例番号の確定に関すること。 ・専決処分書の作成に関すること。 ・仮例規集の作成に関すること。
予 算 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○新市の予算、基金、債務及びその他財産に関すること。 ・歳入歳出科目の調整に関すること。 ・新市の暫定予算の編成に関すること。 ・新市の本予算の編成に関すること。 ・決算調整に関すること。
電 算 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○電算業務システムの統合に関すること。 ・基幹系業務システムの統合に関すること。 ・内部情報系システムの統合に関すること。 ・個別業務系システムの統合に関すること。
人 事 組 織 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○人事、組織及び機構に関すること。 ・新市の行政組織、機構に関すること。 ・人員配置、職務職階制調整に関すること。 ・給与の調整に関すること。
開 庁 準 備 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎準備、庁舎移転等に関すること。 ・庁舎の改修に関すること。 ・庁舎間の移転に関すること。 ・庁舎備品等の調整に関すること。 ○庁内看板、道路案内看板等の整備に関すること。 ・看板、案内板等の改修に関すること。 ・国、県、その他関係機関との調整に関すること。

協議第69号

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第3号)(案)
について

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第3号)(案)につ
いて、次のとおり提案する。

(繰越明許費)

第1条 平成16年度歳出予算の経費のうち、翌年度に繰り越して使用することができ
る経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2. 事業費	1. 事業費	新例規立案・策定支援業務委託	1,369

協議第70号

平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事業計画（案）
について

平成17年度白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画（案）について、次のとおり提案する。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

平成17年度 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事業計画（案）

平成17年11月7日の新市発足に向けて、円滑に新市に移行できるよう、引き続き協議会において、以下の事業を推進する。

1 会議の開催に関すること

- (1) 合併協議会の開催
- (2) 特別職報酬等調整委員会の設置
- (3) 正副会長会議、幹事会、専門部会、分科会等の開催

2 新市の市章の制定に関すること

3 新市発足準備作業に関すること

- (1) 事務事業一元化調整
- (2) 条例、規則等の整備
- (3) 電算システムの統合
- (4) 人事・組織の調整
- (5) 予算編成の調整
- (6) 開庁準備の検討
- (7) その他合併準備作業

4 住民への広報に関すること

- (1) 協議会だよりの発行
- (2) 協議会ホームページの更新
- (3) 市民ガイドブックの作成

5 合併協議会の運営に関すること

合併準備スケジュール案

年		平成16年度			平成17年度								
月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
各種手続き	国・県			国協議開始	国協議回答	県議会6月定例会	県議会議決	県知事決定	国へ届出	総務大臣告示			
	4市村 (新「白河市」)	合併の議決	合併申請	白河市議会議員選挙	市・村議会6月定例会	農業委員会委員改選	大信村長選挙	市・村議会9月定例会	閉市村式	閉庁式	新市発足	臨時議会	市長選挙
合併協議会		第15回 3/29(火)		第16回 5/24(火)		第17回 7/22(金)	第18回 8/30(火)		第19回 10/25(火)	協議会 解散			
新市移行準備	事務事業一元化	事務事業一元化調整									新市行政事務の執行		
	新例規立案・策定	第1次例規原案の作成				第2次例規原案の作成・例規原案の確定			専決処分書の作成	仮例規集の作成	専決処分による施行		
		目次編成の決定・条例等番号の確定			市章の募集		選定委員会の設置	選考・決定	デザイン補正・制定の準備			暫定施行	
	市章制定	公募の準備		市章の募集			選定委員会の設置	選考・決定	デザイン補正・制定の準備				
	予算	歳入歳出科目調整		予算編成方針の検討			暫定予算の編成・新市本予算の検討			暫定予算執行・本予算編成			
	電算統合	電算システム統合・システムテスト						並行稼働			新システム稼働		
								操作研修					
	人事組織体制の整備	組織体制協議・決定			人員配置・職務職階制等調整						内示	事務引き継ぎ	
開庁準備		庁舎準備	現況調査	基本レイアウト作成・庁舎改修計画策定		移動計画決定・庁舎改修実施・移動						開庁式	
	案内板関係	現況調査・基本方針策定		関係機関との調整		実施計画策定・工事							
住民への周知	協議会だより・ホームページ												
	市民ガイドブックの作成								全戸配布				

協議第71号

平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算（案）
について

平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年3月29日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		8,827
	1 負担金	8,827
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
3 諸収入		7
	1 預金利子	1
	2 雑入	6
歳入合計		9,334

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 運営費		5,371
	1 会議費	1,126
	2 事務費	4,245
2 事業費		3,863
	1 事業費	3,863
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		9,334

歳入歳出事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	8,827	29,336	-20,509
2 繰越金	500	0	500
3 諸収入	7	1,500	-1,493
歳入合計	9,334	30,836	-21,502

歳出

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 運営費	5,371	11,885	-6,514
2 事業費	3,863	18,325	-14,462
3 予備費	100	626	-526
歳出合計	9,334	30,836	-21,502

歳入

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	8,827	29,336	-20,509			
1 負担金	8,827	29,336	-20,509			
1 負担金	8,827	29,336	-20,509	1 関係市村負担金	8,827	8,827
						白河市 6,373 72.2%
						表郷村 997 11.3%
						大信村 654 7.4%
						東村 803 9.1%
2 繰越金	500	0	500			
1 繰越金	500	0	500			
1 繰越金	500	0	500	1 繰越金	500	500
3 諸収入	7	1,500	-1,493			
1 預金利子	1	1	0			
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子等 1
2 雑入	6	1,499	-1,493			
1 雑入	6	1,499	-1,493	1 雑入	6	雇用保険個人負担分 6
歳入合計	9,334	30,836	-21,502		9,334	

歳 出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	5,371	11,885	-6,514			
1 会議費	1,126	4,719	-3,593			
1 協議会費	1,126	4,719	-3,593	1 報酬	960	・委員報酬 960
				11 需用費	26	・食糧費 26
				12 役務費	16	・保険料 16
				13 委託料	104	・会議録作成業務 104
				14 使用料及び賃借料	20	・事務機使用料 20
2 事務費	4,245	7,166	-2,921			
1 事務局費	4,245	7,166	-2,921	4 共済費	125	・社会保険料 103 ・労災保険料 22
				7 賃金	960	・臨時職員賃金 960
				9 旅費	75	・普通旅費 75
				11 需用費	1,060	・消耗品費 606 ・燃料費 54 ・印刷製本費 50 ・光熱水費 350
				12 役務費	402	・通信運搬費 317 ・手数料 85
				13 委託料	83	・事務所清掃委託 83
				14 使用料及び賃借料	700	・事務機使用料 700
				19 負担金補助及び 交付金	840	・福島県派遣職員超過勤務・ 休日勤務手当負担金 840
2 事業費	3,863	18,325	-14,462			
1 事業費	3,863	18,325	-14,462			
1 事業推進費	3,863	18,325	-14,462	8 報償費	260	・新市市章デザイン募集賞金 260
				11 需用費	3,503	・消耗品費 50 ・印刷製本費 3,453
				13 委託料	100	・新市市章デザイン加工委託 100
3 予備費	100	626	-526			
1 予備費	100	626	-526			
1 予備費	100	626	-526	1 予備費	100	
歳 出 合 計	9,334	30,836	-21,502		9,334	

第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成17年5月24日（火） 午後1時30分	大信村農村環境改善センター